

## VI 生徒指導

### 1 生徒心得

- (1) 元気で明るい校風の樹立に努力し、高校生らしい学校生活を送ること。
- (2) 勉強や部活動に意欲的に取り組むこと。
- (3) 校内整備・美化活動を通じ、公共物を大切にし、より良い環境づくりに励むこと。
- (4) 他者に対する思いやりの心を養い、奉仕の精神を培うこと。
- (5) 学校生活・身だしなみについては生徒規定を守り、高校生らしさを保つこと。
- (6) 学校内外において事故等が起こったときは、ホームルーム担任または生徒指導課に必ず届けること。
- (7) 文書・ポスター等の掲示及びビラの配布等は、事前に生徒指導課の許可を受けること。

### 2 生徒規定（学校生活全般）

#### (1) 登校・下校

- ア 生徒は、本校時制を十分承知し、8時40分の朝読書に間に合う8時30分までに教室へ入室すること。ただし、課外授業が行われているときは、開始時刻（7時35分）には課外授業を受講できる準備を整えられるように登校すること。遅刻（8時40分以降）の場合は、職員室で入室許可書を記入し、職員室にいる職員のサインをもらって教室（講義室）に入室すること。
- イ 一般生徒の下校時間は18時を目安とする。部活動生徒及び一般生徒の最終完全下校時間は以下のとおりとする。
  - ・ 夏時間（3月～10月）・・・完全下校19時30分
  - ・ 冬時間（11月～2月）・・・完全下校19時00分（※大会前等については30分の延長を認める。）
- ウ 完全下校とは、学校敷地内から退校することである。
- エ 送迎及び乗降については生徒の安全確保並びに地域住民の方々への配慮のため、以下のとおりとする。
  - ・ 本校を囲む道路及び正門から原通りまでの乗降を禁止
  - ・ 商業店舗の駐車場での乗降禁止※ケガ等による歩行困難な場合は、正門から入校しての乗降を認める。

#### (2) 校内生活

- ア 学校の施設・備品は、管理責任者の許可を受けて使用すること。〔施設利用願〕
- イ 他人または公共の施設・物品を故意に破損した場合は、これを弁償し学校の指導措置に従うこと。  
〔施設・器物破損届〕
- ウ 不必要な金銭及び物品は持参しないこと。
- エ 登校後は、校外に出ることを禁止する。ただし、外出や早退が必要な場合は、学級担任の許可を受けて外出・早退すること。〔早退・外出許可証〕

#### (3) 校外生活

- ア 高校生・18歳未満・未成年の入場が禁止されている場所には立ち入らないこと。
- イ 海外旅行をする場合は、行き先・期間・同行者・目的など、保護者の承認を得た上で学校に届け、許可を受けること。  
〔海外旅行届：外務省「たびレジ」登録必須〕
- ウ 保護者に無断での夜間外出や外泊は禁止する。
- エ 交際は、お互いの人格を尊重し、人間性を高め合う関係であること。

### 3 身だしなみについて

- (1) 規定の制服を着用し、常に清潔端正を心がけること。だらしなく着用することは、制服の趣旨から外れている。制服とは学校を象徴するものであるため、「キリッと」着こなすこと。

- (2) 特に夏服や冬服の期間は設けない。気温や体調を考慮し、自己の責任と判断の上で調節すること。シャツの袖をまくるときは、きちんとまくること。ただし次の(3)を除く。
- (3) 制服の着用内容を定める場合は以下の通りとする。
- ・第1正装 — 青シャツ・青ネクタイ・ジャケット  
(タイツ、ストッキング等は別途指示)  
※入学式、卒業式、記念式典など
  - ・第2正装 — 第1正装+セーター・ベスト・タイツ類が可  
※始業式、終業式など
  - ・夏季正装 — 青シャツ・青ネクタイを必ず着用  
※クールビズ期間の始業式、終業式
- (4) スラックスは、必ずベルトを着用し、裾が床に触れないように着用すること。ベルトの色は、黒・紺・茶とし、必要以上に長くしたり、緩めたりしない。
- (5) スカートの裾裏にマークがはいっている。スカートの長さは、膝立ちした状態で裾が床に触れる長さを基準とし、立った状態で膝が隠れる程度とする。サスペンダーやベルト・バンド等を用いることや、ウエスト部分を折り曲げるなどの着用は禁止とする。
- (6) 下着については、防犯の観点から踏まえて選択すること。制服の長袖・半袖シャツから透ける大きなマーク・柄物は禁止する。
- (7) ソックスは指定のもの(長・短どちらでも可)、またはそれに準ずる物とする。
- (8) 通学靴は、黒の合皮または皮製のコインローファー型を使用すること。  
(悪天候時に限って安全を確保するために、運動靴の使用を認める。)  
スリッパは指定のものを使用すること。
- (9) 制服以外の防寒着は、以下の通りとする。
- ・コート：学校推奨又は同型のPコート(黒・紺)  
※私物の利用は生徒指導課の点検を受けること。
  - ・マフラー：事故防止のため必要以上に長いものは禁止する。デザインは華美でないもの。
  - ・ネックウォーマー、手袋：デザインが華美でないもの。自転車の運転に支障のないもの。
  - ・タイツ、ストッキング：スカート内側の使用は黒又はベージュとする。  
スラックスの内側はインナーとして取扱い指定しない。
  - ・帽子(ニット帽等含む)、耳当て：使用禁止
- (10) 異装について  
怪我やその他の諸事情により、(1)～(9)の規定とは違う物を使用する場合は、年次生徒指導課に相談すること。
- (11) 頭髪について
- ア 頭髪はパーマ・染色・脱色・カール等は禁止。また、奇抜とされる特異な髪型も禁止。なお、修正を促すために下校指導の措置をとる場合もある。染色・脱色・パーマについての違反があった場合は、可能な限り該当部分を切るとともに、全体が地毛の色に戻るまで継続して指導を行う。
  - イ 頭髪の長さは、前髪は目にかからないようにし、かかる場合はピンで留めること。全体の長さが後ろ衿下より長い場合は、後ろで結ぶこと。
  - ウ ピンやヘアゴムは華美でないものとし、布製で色は黒・紺・茶とする。また、リボン等の使用は禁止とする。
  - エ 結び方は、真後ろで一つ結びか二つ結びとする、斜め後ろでの結髪やお団子はしない。
- (12) その他
- ア 通学用カバンは特に規定しない。  
各自、学校生活に必要な物を持ってくる際に適した大きさ、登下校時に安全性を確保するために必要なバックを選択すること。
  - イ 指輪・イヤリング・ピアス・ブレスレット・ネックレス等のアクセサリー類は禁止とする。

- ウ 化粧（ファンデーション・色つきリップも含む）は禁止とし、眉毛に関しても手を加えず自然な状態であること。また、アイプチ・カラーコンタクト・サークルレンズ等も禁止とする。
- エ 学習や授業・学校行事・部活動に必要なもの以外は、その使用はもとより持ち込みも禁止とする。
- オ 違反物品については、その場で預かり保護者に返却する。

#### 4 原動機付自転車（原付車）・自動二輪・普通車等の運転免許取得について

- (1) 在籍中、原付車・自動二輪・普通車・準中型等の各種運転免許取得は禁止。
- (2) 卒業年次において、次の(3)に定めた条件を満たした者は、所定の許可願を提出の上、2月1日以降の自動車学校（普通車・準中型に限る）への入校を認める。ただし、運転免許の取得は卒業式後とする。

〔自動車学校通学許可願〕

- (3) 前の(2)に対する許可条件
  - ・校納金の納入遅滞がないこと
  - ・卒業後の進路が決定していること
  - ・学校生活に差し支えがないこと
  - ・卒業年次において生徒指導に関わる特別指導を受けていないこと
  - ・卒業年次において教務による時数指導や追考査の対象者となっていないこと
  - ・宿泊を伴う自動車学校でないこと
  - ・生徒指導課が行う事前指導（2回）を必ず受講すること

#### (4) 特例

卒業年次の就職内定者については、2学期終業式翌日以降の自動車学校入校を認める。ただし、前の(3)の条件を満たし、運転免許取得は卒業後とする。

#### 5 携帯電話について

- (1) 携帯電話については、電源を切ることで持ち込みを認める。校内では教員の許可無く使用することはもとより、電源を入れておくことも禁止とする。校内では貴重品として自己管理すること。
- (2) 緊急の場合は、教職員の許可を受けて使用すること。
- (3) 違反した場合は、生徒指導課により指導する。指導内容は指導回数により変わる。回数の累積は3年間の通年とする。

#### 6 アルバイトについて

##### (1) 原則

アルバイトは禁止する。ただし、経済的事情等、やむを得ない場合は保護者の承認を得た上で学校に届け、許可を受けること。ただし、学校生活へ慣れるため、1年次の1学期中は申請することができない。また、一度許可を受けても、出欠状況・学習成績・生活態度が低下していると判断される場合は、許可を取り消す。なお、無断アルバイトは懲戒の対象とする。

##### (2) アルバイト規定

- ①「アルバイト申請書」裏面【保護者記入欄】の条件1～7を一つ以上満たしていること。
- ②申請書の条件8（その他）の場合は、それがやむを得ない事情（家庭の急変）であると認められること。
- ③前学期の欠席・遅刻・早退の合計が、出席すべき日数の10%以内であること。
- ④前学期の学期評点の欠点科目数が、2科目以内であること。
- ⑤申請直近の1ヶ月以内に、懲戒による特別指導を受けていないこと。
- ⑥申請時、身だしなみチェックにおいて継続指導を受けていないこと。

(3) 提出書類（ア～エの順に随時提出）

ア アルバイト申請書

- ・アルバイトを申請するときに担任へ提出

イ アルバイト先届

- ・アルバイト先が決定した際に提出（担任へ）

ウ 資格確認書

- ・各学期の成績会議後に担任が年次生徒指導課へ作成提出

エ アルバイト更新願

- ・次年度もアルバイトを継続するときは、4月に担任へ提出

(4) アルバイト許可の継続について

アルバイト許可の継続条件は以下とする。

- ・前学期の欠席・遅刻・早退の合計が、出席すべき日数の10%以内であること。
- ・前学期の学期評点の欠点科目数が、2科目以内であること。
- ・身だしなみチェックによる継続指導を受けていないこと。
- ・懲戒による特別指導を受けていないこと。

(5) 懲戒による特別指導を受けた場合には、直ちにアルバイト許可を取り消す。

7 自転車通学について

(1) 許可申請について

自転車通学（自宅又は最寄り駅から学校）を希望するものは、所定の「自転車通学許可願」を提出（初年度のみ）し、許可ステッカーを原則後部泥よけ付近に貼付すること。

買い換えなど自転車が変更になったときは、再度「自転車通学許可願」を提出すること。

(2) 自転車点検について

年度当初に、自転車点検を行う。不備がある者は速やかに改善するとともに、改善まで自転車通学を禁止する。

点検項目

- ① ブレーキ（前後）      ② 前方ライト      ③ ベル（警音器）      ④ 鍵（2つ）
- ⑤ 雨合羽      ⑥ ヘルメット【令和7年度より着用必須】

※損害賠償保険は在籍中「福岡県高P連PTA賠償責任保険」に全生徒加入している。（加害者保険）

(3) 道路交通法を遵守し、安全運転を心掛ける。（二人乗り、傘差し運転、スマホやイヤホン等のながら運転などは危険な運転に該当する）

※令和6年11月に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に罰則規定が整備された。

8 特別指導（懲戒）について

(1) 高等学校において行う懲戒は、退学、停学及び訓告とする。（福岡県立高等学校学則 第22条）

(2) 懲戒に該当する主なもの

ア 不正行為並びに不正行為と疑われるような行為

イ 無免許運転及び、免許取得（原付、自動二輪、四輪）、交通事故や交通違反、暴走行為等

ウ 暴力行為、傷害事件、公共物破損、情報モラルの逸脱

エ 万引き、窃盗、恐喝、いじめ

オ その他、校則違反等、特別指導委員会にて懲戒に該当すると判断されたもの

## 9 部 活 動

### (1) 設置

#### ア 体育部 (13部)

野球部 サッカー部 陸上競技部 女子ソフトボール部 ソフトテニス部 硬式テニス部  
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 女子バレーボール部 剣道部  
卓球部 水泳部 ダンス部

#### イ 文化部 (17部)

放送部 ヒューマンライツ部 吹奏楽部 コーラス部 書道部 美術部 演劇部 手芸部  
調理部 茶華道部 漫画研究部 文芸部 写真部 ワープロ部 珠算部 商業部  
理科部

#### ウ 同好会 (4同好会)

ボランティア同好会 軽音楽同好会 陶芸同好会 アウトドア同好会

### (2) 部活動規定

部活動に関する規定は、別紙「部活動規定」に定める。

## 10 その他

(1) 教材等には記名をし、防犯・消失防止に努めること。

(2) 生徒には一人1か所の個人ロッカーを割り当て、教材、体操服、貴重品等の保管場所とする。その際、ダイヤルナンバーを随時変更するなど、防犯・盗難に努めること。

### 〈 保護者の皆様へのお願い 〉

お子様が健全に高校生活を送るために、安易な遅刻・欠席を許さず、登校時の服装や頭髪等の身だしなみを御確認いただき、喫煙や飲酒の形跡がないか、また、携帯電話の過度な使用等により犯罪行為に巻き込まれたり、学習意欲が低下したり、体調の変化がないか等、生活態度には常に細かな注意を払っていただきますようお願いいたします。もし、何か変化があれば直ちに学級担任に相談していただき、目的意識を持った、より良い学校生活が送れるよう御指導をお願いいたします。

そのためにも、常日頃から御家庭でお子様とのコミュニケーションを大切にしてください、健康管理のためにも、できるだけ朝食は御自宅でき、昼食は弁当を持たせていただきますようお願いいたします。その他、学校生活全般についても、各種規定及び校則を参照し、お子様が違反のないように御協力をお願いいたします。